

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、市場流通が大きな割合を占める青果物及び水産物について、産地から市場を經由して消費地に至る各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて青果物及び水産物の価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、卸売市場の機能強化等の施策を推進するための資料を整備することを目的として実施したものである。

2 調査の根拠

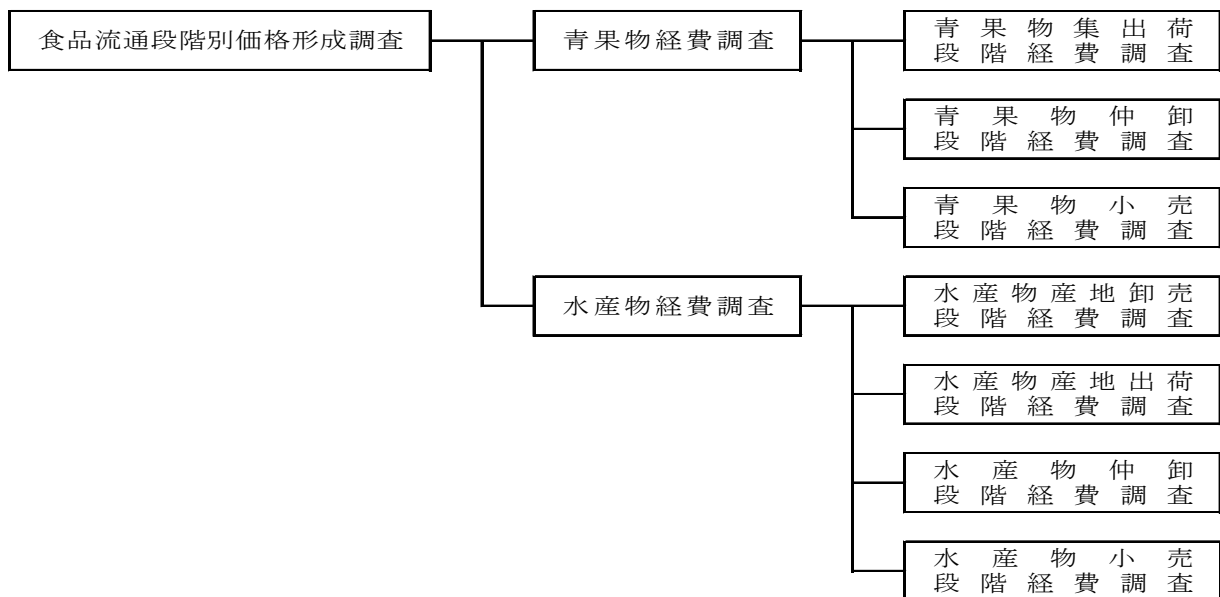
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系

本調査の体系は、次のとおりである。



5 調査の対象

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

全国の中央卸売市場のうち、青果物の卸売数量が全国計の6割を超えるまでの上位中央卸売市場（札幌、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪、広島及び福岡の中央卸売市場。以下「調査対象中央市場」という。）へ調査対象品目の出荷実績が多い都道府県に所在する集出荷団体の中から、各調査対象品目ごとに20の集出荷団体（札幌向け1、東京向け3、横浜向け2、名古屋向け2、岐阜向け2、京都向け3、大阪向け3、広島向け2、福岡向け2）を選定し、調査対象者とした。

イ 青果物集出荷段階経費調査の区分、調査対象品目、調査対象道府県、調査対象者数及び集計対象者数は次のとおりである。

単位：団体

区分	調査対象品目	調査対象道府県	調査対象者数	集計対象者数
集出荷団体	青果物計		320	317
	野菜計		280	277
	だいこん	北海道、千葉、神奈川、岐阜、愛知、徳島、福岡、長崎、熊本	20	20
	にんじん	北海道、千葉、愛知、徳島、長崎	20	20
	はくさい	北海道、茨城、群馬、長野、愛知、兵庫、大分	20	20
	キャベツ	北海道、群馬、千葉、神奈川、長野、愛知、福岡、熊本、鹿児島	20	20
	ほうれんそう	北海道、茨城、群馬、埼玉、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、広島、徳島、福岡、熊本	20	20
	ねぎ	北海道、茨城、埼玉、千葉、岐阜、静岡、愛知、京都、鳥取、広島、福岡、大分	20	20
	なす	栃木、群馬、愛知、京都、大阪、岡山、徳島、高知、福岡、佐賀、熊本	20	20
	トマト	北海道、栃木、千葉、岐阜、愛知、広島、福岡、熊本	20	20
	きゅうり	北海道、福島、群馬、埼玉、長野、岐阜、愛知、滋賀、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎	20	20
	ピーマン	北海道、岩手、茨城、高知、大分、宮崎、鹿児島	20	20
	さといも	埼玉、千葉、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島	20	19
	たまねぎ	北海道、愛知、兵庫、佐賀、長崎	20	18
	レタス	北海道、茨城、長野、静岡、兵庫、徳島、香川、長崎	20	20
	ばれいしょ	北海道、長崎、鹿児島	20	20
	果実計		40	40
	みかん	静岡、愛知、和歌山、広島、愛媛、福岡、佐賀、熊本	20	20
	りんご	青森、岩手、秋田、山形、長野	20	20

ウ 青果物仲卸段階経費調査

調査対象中央市場に所在する青果物を取扱う仲卸業者のうち、無作為に抽出した100の仲卸業者（札幌3、東京36、横浜4、名古屋8、岐阜3、京都8、大阪30、広島4、福岡4）を調査対象者とした。

エ 青果物小売段階経費調査

調査対象中央市場に所在する仲卸業者から青果物を仕入れている小売業者（調査対象中央市場が所在する都道府県内の小売業者に限る。）のうち、無作為に抽出した100の小売業者（札幌3、東京36、横浜4、名古屋8、岐阜3、京都8、大阪30、広島4、福岡4）を調査対象者とした。

オ 青果物仲卸段階経費調査及び青果物小売段階経費調査の区分、調査対象中央市場、調査対象者数及び集計対象者数は次のとおりである。

単位：業者

区分	調査対象中央市場	調査対象者数	集計対象者数
仲卸業者	札幌、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪、広島、福岡	100	98
小売業者	札幌、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪、広島、福岡	100	91

(2) 水産物経費調査

ア 水産物産地卸売段階経費調査

全国の産地卸売市場のうち、調査対象品目（10品目）ごとに水揚量の多い上位10漁港の産地卸売市場（以下「調査対象産地卸売市場」という。）において卸売を行う産地卸売業者の中から、原則として水産物の卸売数量が最も多い産地卸売業者（10品目10産地卸売市場で100産地卸売市場が対象となるが、同じ産地卸売市場で複数の調査対象品目が該当した場合は実産地卸売市場としたことから54産地卸売市場が対象）を調査対象者とした。

イ 水産物産地出荷段階経費調査

アの調査対象産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者から主として生鮮の水産物を買受けて全国の中央卸売市場のうち水産物の卸売数量が全国計の6割を超えるまでの上位中央卸売市場（札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪及び福岡の中央卸売市場。以下「消費地市場」という。）へ出荷する産地出荷業者の中から、原則として調査対象品目ごとに取扱量が最も多い産地出荷業者を調査対象者とした。

ウ 水産物産地卸売段階経費調査及び水産物産地出荷段階経費調査の区分、調査対象品目、調査対象道府県、調査対象者数及び集計対象者数は次のとおりである。

単位：業者

区分	調査対象品目	調査対象道府県	調査対象者数	集計対象者数
産地卸売業者	実業者数計		54	54
	めばちまぐろ	宮城、千葉、神奈川、静岡、和歌山、宮崎、鹿児島	10	10
	かつお	岩手、宮城、千葉、静岡、愛媛、高知、長崎、鹿児島	10	10
	まいわし	青森、千葉、静岡、愛知、三重、鳥取、長崎、熊本	10	10
	まあじ	三重、京都、鳥取、島根、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	10	10
	まさば	青森、宮城、千葉、鳥取、島根、佐賀、長崎、鹿児島	10	10
	さんま	北海道、岩手、宮城、千葉	10	10
	まだい	青森、鳥取、山口、愛媛、佐賀、長崎、鹿児島	10	10
	まがれい	北海道、石川	10	10
	ぶり	青森、岩手、千葉、富山、鳥取、島根、福岡、長崎、鹿児島	10	10
	するめいか	北海道、青森、岩手、宮城、石川、鳥取、長崎	10	10
	産地出荷業者		品目別の調査対象道府県は産地卸売業者と同じ	100

エ 水産物仲卸段階経費調査

消費地市場に所在する水産物を取扱う仲卸業者のうち、無作為に抽出した96の仲卸業者（札幌3、仙台2、東京40、横浜10、金沢2、名古屋10、大阪26、福岡3）を調査対象者とした。

オ 水産物小売段階経費調査

消費地市場に所在する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者（消費地市場が所在する都道府県内の小売業者に限る。）のうち、無作為に抽出した96の小売業者（札幌3、仙台2、東京40、横浜10、金沢2、名古屋10、大阪26、福岡3）を調査対象者とした。

カ 水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査の区分、消費地市場、調査対象者数及び集計対象者数は次のとおりである。

単位：業者

区 分	消費地市場	調査対象者数	集計対象者数
仲卸業者	札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪、福岡	96	96
小売業者	札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪、福岡	96	93

6 調査対象期間

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の1年間（この期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査実施期間の直近1年間。以下同じ。）を調査対象期間とした。

イ 青果物仲卸段階経費調査及び青果物小売段階経費調査

8の(1)のイの(ア)及び(イ)は平成24年度の1年間、8の(1)のイの(ウ)は平成25年11月（1か月間）を調査対象期間とした。

(2) 水産物経費調査

ア 水産物産地卸売段階経費調査及び水産物産地出荷段階経費調査

平成24年度の1年間とした。

イ 水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査

8の(2)のイの(ア)及び(イ)は平成24年度の1年間、8の(2)のイの(ウ)は平成25年10月（1か月間）を調査対象期間とした。

7 調査実施期間

平成25年10月から平成26年2月までの間に実施した。

8 調査事項

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

(ア) 生産者の労働による入荷荷姿別青果物卸売市場向け出荷量等

(イ) 代金決済勘定

(ウ) 出荷量

(エ) 集出荷・販売経費

(オ) 事業管理費

(カ) 販売金額

イ 青果物仲卸段階経費調査及び青果物小売段階経費調査

(ア) 仕入金額、販売金額及び完納奨励金

(イ) 販売費及び一般管理費

(ウ) 品目別の仕入金額、販売金額等

(2) 水産物経費調査

ア 水産物産地卸売段階経費調査

- (ア) 販売事業収益
- (イ) 販売費
- (ウ) 事業管理費
- (エ) 廃棄処分費
- (オ) 完納奨励金及び出荷奨励金
- (カ) 産地卸売市場の取扱数量及び取扱金額

イ 水産物産地出荷段階経費調査、水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査

- (ア) 仕入金額、販売金額及び奨励金（水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査は、完納奨励金）
- (イ) 販売費及び一般管理費
- (ウ) 品目別の仕入金額、販売金額等（水産物小売段階経費調査は、品目別の仕入金額）

9 調査対象品目

(1) 青果物経費調査

各調査の品目別の各項目については、次の16品目とした（加工・冷凍の野菜及び果実は除く。）。

だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、なす、トマト、きゅうり、ピーマン、さといも、たまねぎ、レタス、ばれいしょ、みかん及びりんご

(2) 水産物経費調査

各調査の品目別の各項目については、生鮮及び冷凍の次の10品目とした。

めばちまぐろ、かつお、まいわし、まあじ、まさば、さんま、まだい、まがれい、ぶり及びするめいか

10 調査方法

調査は、統計調査員が調査対象者に対して調査票を配布し、調査対象者が決算書等の資料に基づき作成した調査票を統計調査員が回収する方法により実施した。

なお、協力が得られる調査対象者にあつては往復郵送調査とした。

11 調査結果の集計方法

(1) 青果物集出荷段階経費調査

ア 1集出荷団体当たり平均
単純平均により算出した。

イ 調査対象品目100kg当たり

$$\frac{1 \text{集出荷団体当たり平均の調査対象品目の項目別経費等 (千円)}}{1 \text{集出荷団体当たり平均の調査対象品目の出荷量 (t)}} \times 100$$
 とした。

(2) 水産物産地卸売段階経費調査

ア 1業者当たり平均

単純平均により算出した。

イ 水産物100kg当たり

$$\frac{1 \text{業者当たり平均の水産物合計の経費等 (千円)}}{1 \text{業者当たり平均の水産物合計の産地卸売数量 (t)}} \times 100$$
 とした。

(3) 青果物仲卸段階経費調査、青果物小売段階経費調査、水産物産地出荷段階経費調査、水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査

それぞれの1業者当たりの平均は、単純平均により算出した。

なお、調査対象としたのは、1業者につき1店舗である。

12 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

13 流通経費の考え方

(1) 青果物経費調査

ア 集出荷段階の流通経費

集出荷段階の流通経費は、生産者が生産した青果物が農家の庭先に収納されてから集出荷団体、卸売業者を經由して仲卸業者等に販売するまでに要した生産者の選別・荷造労働費の見積額、集出荷団体での集出荷・販売に要した経費である。

なお、卸売業者の要した経費は、集出荷団体が支払った卸売手数料として集出荷団体の経費として計上されている。

イ 仲卸段階の流通経費

仲卸段階の流通経費は、仲卸業者が卸売業者から青果物を仕入れて小売業者等に販売するまでに要した仲卸業者の経費である。

なお、仲卸段階の流通経費には、センターフィー（卸売業者やメーカー等の納入業者が、大手スーパーの物流センターや配送センターに商品を納入する際、そのセンターの使用料として支払う料金のことをいう。）が含まれている場合がある。

ウ 小売段階の流通経費

小売段階の流通経費は、小売業者が仲卸業者等から青果物を仕入れて消費者に販売するまでに要した小売業者の経費である。

(2) 水産物経費調査

ア 産地卸売段階の流通経費

産地卸売段階の流通経費は、水産物が漁港に水揚げされてから、選別、荷造り、出荷等を行い、産地卸売市場において販売されるまでに要した経費である。

イ 産地出荷段階の流通経費

産地出荷段階の流通経費は、産地出荷業者が産地卸売市場で水産物を仕入れてから卸売業者を經由、又は直接、仲卸業者等に販売するまでに要した経費であり、加

工事業、冷蔵倉庫事業に係る経費を除いたものである。

なお、卸売業者の要した経費は、産地出荷業者が支払った卸売手数料として産地出荷業者の経費として計上されている。

ウ 仲卸段階の流通経費

仲卸段階の流通経費は、仲卸業者が卸売業者から水産物を仕入れて、そのままの形態、又は頭・内臓・えら等の除去、解体等の調製の処理を施した上で、小売業者等に販売するまでに要した仲卸業者の経費である。

エ 小売段階の流通経費

小売段階の流通経費は、小売業者が仲卸業者等から水産物を仕入れて、そのままの形態、又は頭・内臓・えら等の除去等の調製の処理、2・3枚下ろし、刺身、焼き物等の加工の処理を施した上で、消費者に販売するまでに要した小売業者の経費である。

14 流通過程全体を通じた価格形成及び小売価格に占める各流通経費等の試算方法

(1) 青果物経費調査

各流通段階（集出荷団体、仲卸業者及び小売業者）ごとに把握した青果物（調査対象16品目100kg当たり）の流通経費等から以下のとおり算出した。

ア 生産者受取価格 = 卸売価格 - 集出荷団体経費 - 卸売経費

イ 集出荷団体経費 =
$$\frac{1 \text{ 集出荷団体当たりの集出荷・販売経費} \\ (\text{選別・荷造労働費 (生産者) 及び卸売手数料を除く})}{1 \text{ 集出荷団体当たりの出荷量}} \times 100$$

ウ 卸売経費 = 卸売手数料

エ 仲卸価格 = 卸売価格 \times $\frac{\text{仲卸業者の青果物の販売金額}}{\text{仲卸業者の青果物の仕入金額}}$

オ 仲卸経費 = 仲卸価格 - 卸売価格

カ 小売価格 = 仲卸価格 \times $\frac{\text{小売業者の青果物の販売金額}}{\text{小売業者の青果物の仕入金額}}$

キ 小売経費 = 小売価格 - 仲卸価格

(2) 水産物経費調査

各流通段階（産地卸売業者、産地出荷業者、仲卸業者及び小売業者）ごとに把握した水産物（調査対象10品目100kg当たり）の流通経費等から以下のとおり算出した。

ア 生産者受取価格

= 産地卸売価格 \times $\frac{\text{産地卸売業者の水産物全体の生産者への支払金額}}{\text{産地卸売業者の水産物全体の産地卸売金額}}$

イ 産地卸売経費 = 産地卸売価格 - 生産者受取価格

ウ 卸売価格 = 産地卸売価格 × $\frac{\text{産地出荷業者の水産物の卸売金額}}{\text{産地出荷業者の水産物の仕入金額}}$

エ 産地出荷業者経費 = 卸売価格 - 産地卸売価格 - 卸売経費

オ 卸売経費（卸売手数料）

= (卸売価格 - 産地卸売価格) × $\frac{\text{産地出荷業者の卸売手数料}}{\text{産地出荷業者の産地出荷経費計}}$

カ 仲卸価格 = 卸売価格 × $\frac{\text{仲卸業者の水産物の販売金額}}{\text{仲卸業者の水産物の仕入金額}}$

キ 仲卸経費 = 仲卸価格 - 卸売価格

ク 小売価格 = 仲卸価格 × $\frac{\text{小売業者の水産物の販売金額}}{\text{小売業者の水産物の仕入金額}}$

ケ 小売経費 = 小売価格 - 仲卸価格

15 用語の解説

本調査の販売金額及び経費には消費税を含む。

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

全ての項目について、調査対象品目のみに係る金額としている。

販売収入

卸売金額又は卸売価格

青果物卸売市場で販売された調査対象品目の金額又は100kg当たりの価格

荷主交付金・出荷奨励金等

集出荷団体が卸売業者から販売金額に応じて受け取った荷主交付金・出荷奨励金及び都道府県や市町村等から交付された奨励金

その他の入金

青果物の出荷に関連した入金（共済見舞金等）及び価格補てん金

集出荷経費

包装・荷造材料費

段ボール箱や通いコンテナ等の容器代、商品個々を包装するポリパック、ビニール袋、発泡ネット等の個装

	<p>費、容器に充てんするトレーパック、中仕切りに使う波型段ボール等の内装費及び容器の外側に用いるラベル、針、バンド、ビニールテープ等の外装費</p>
選別・荷造労働費	<p>選別、包装、荷造りのために支払った労賃（生産者及び集出荷団体）</p>
生産者	<p>生産者個々が選別、包装、荷造りを行っている場合、その出荷量を1人1日（8時間労働で換算）当たりの荷造量で除して延べ作業人日を算出し、それに決算期間に対応した都道府県別労賃単価を乗じて算出した金額。</p> <p>なお、都道府県別労賃単価は、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）から算出した男女平均賃金を用いている。</p>
集出荷団体	<p>集出荷団体が選別、包装、荷造りを行っている場合に、職員等に支払った労賃。</p> <p>なお、選別・荷造労働費（集出荷団体）は事業管理費の人件費には含まれていない。</p>
減価償却費	<p>集出荷団体が集出荷のために所有している集荷場、選果場、選果機等の減価償却費</p>
集荷費	<p>農家の庭先から集出荷場までの運搬費。</p> <p>なお、集出荷団体所有の車両で集荷したものについては、運送会社等へ委託したものとして見積もった金額を含めて計上した。</p> <p>また、生産者が集出荷場まで運搬するのに要した費用を集出荷団体が負担した場合を含む。</p>
検査料	<p>青果物の各種検査のため集出荷団体等が支払う検査料</p>
予冷費	<p>青果物の予冷（輸送又は貯蔵する前に所定の温度まで冷却すること。）のため集出荷団体等が支払う予冷費</p>
保管料	<p>青果物の保管（集荷及び荷造りから出荷までの間、保管すること。）のため集出荷団体等が支払う保管料</p>
事業管理費	<p>販売事業の従業員数及び調査対象品目の出荷量により集出荷団体の事業管理費を配賦計算し、集出荷に要した</p>

	事業管理費を算出した。
人件費	<p>職員等の労賃（役員報酬、給料手当、法定福利費、厚生費、退職給付費用）。</p> <p>なお、選別・荷造労働費（集出荷団体）はここには含んでいない。</p>
施設費	<p>建物（選果場等）や機械器具（選果機等）の修繕費、保険料、水道光熱費、賃借料、消耗備品費等施設の維持管理に要した経費。</p> <p>なお、減価償却費はここには含んでいない。</p>
商品廃棄処分費	<p>青果物を廃棄した際に処分経費がかかっている場合に要した廃棄処分費とし、容器類の処分費は含めない。</p>
その他事業管理費	<p>上記以外の事業管理費</p>
販売経費	
出荷運送料	<p>青果物卸売市場へ出荷するのに要した運送料。</p> <p>なお、集出荷団体が負担する出荷運送料のうち、卸売業者が立替払いをし、卸売代金精算の際に卸売金額から差し引かれる卸売会社立替払運送料を含めて計上した。</p> <p>また、集出荷団体所有の車両で出荷したものについては、運送会社等へ委託したものとして見積もった金額を含めて計上した。</p>
卸売手数料	<p>卸売業者が卸売代金から控除した手数料（出荷先の卸売業者へ支払った卸売手数料）</p>
卸売代金送金料	<p>卸売業者が卸売代金を集出荷団体に支払った際に要した送金料</p>
上部団体手数料	<p>集出荷団体の全国連及び道府県連が卸売代金から徴収した販売手数料</p>
負担金	<p>出荷対策費、価格安定費、共済金等</p>
生産者受取収入	<p>集出荷団体から生産者へ支払われた青果物の販売代金（生産者受取金額又は生産者受取価格）と青果物に関する奨励金等の合計金額。</p>

具体的には、集出荷団体の「集出荷・販売経費計」から「選別・荷造労働費（生産者）」を差し引いた金額を「集出荷団体の販売収入」から控除した金額。

$$\text{生産者受取収入} = \text{集出荷団体の販売収入} - (\text{集出荷・販売経費計} - \text{選別・荷造労働費（生産者）})$$

イ 青果物仲卸段階経費調査及び青果物小売段階経費調査

完納奨励金（売買参加者 交付金）	卸売業者から仕入代金の早期納入に対して支払われた 交付金
給料手当	給料手当（アルバイト等を含む。）、役員報酬（店主 及び家族の給料を含む。）、通勤手当、賞与、退職金
包装材料費	紙、ビニール袋、パック、ひも、テープ等の包装材料 費
車両燃料費	営業のために使用した自動車等のガソリン代、オイル 代等
支払運賃	配送、荷受け等のため運送会社等へ支払った運賃
賃借料	店舗、倉庫、車庫、機器、コンピュータ等の賃借料
減価償却費	建物、冷蔵庫、機器及び車両設備等の営業用の固定資 産に対する減価償却費
卸売市場使用料（青果物 仲卸段階経費調査のみ）	仲卸業者が市場内で使用する売場の使用料であり、調 査対象中央市場の業務規程により市場開設者に支払った 卸売市場使用料
支払利息	銀行等金融機関からの借入金の支払利息及び手形の割 引料
その他の仲卸経費又は小 売経費	上記以外の販売及び管理に要する経費

(2) 水産物経費調査

ア 水産物産地卸売段階経費調査

産地卸売数量	産地卸売市場で販売された水産物の数量であり、買入れたものを販売した際の数量を含む。
販売収入 産地卸売金額又は産地卸売価格	産地卸売市場で販売された水産物の金額又は100kg当たりの価格であり、買入れたものを販売した際のコストを含む。
産地卸売手数料等 産地卸売手数料	産地卸売を行った際の卸売手数料
その他の手数料	産地卸売業者が、水揚料、選別料等を産地卸売手数料以外に産地卸売金額から控除している手数料
買付販売差額	産地卸売業者が直接買付けたものを販売した際の差額
生産者への支払金額	水産物の産地卸売金額から産地卸売手数料等を控除した金額
産地卸売経費 包装・荷造材料費	産地卸売市場で選別、箱詰め等を行った場合に用いた発泡スチロール箱、木箱、ビニール袋等の容器のほか、容器の外側に用いるビニールテープ等の外装に用いる材料、氷等の保冷剤の費用
運送費	産地卸売業者が水産物を他の市場等に出荷した際の運送費。 なお、産地卸売業者所有の車両で出荷したものについては、運送会社等へ委託したものとして見積もった金額を含めて計上した。
集荷費	産地卸売業者が水産物の集荷を行った際の運送費。 なお、産地卸売業者所有の車両で集荷したものについては、運送会社等へ委託したものとして見積もった金額を含めて計上した。 また、生産者が産地卸売市場まで運搬するのに要した費用を産地卸売業者が負担した場合を含む。

保管費	他社の倉庫、冷蔵庫等を水産物の保管のため使用している際に支払った保管料（倉敷料、入出庫料、保険料等）
事業管理費	水産物の販売事業に占める割合により、産地卸売業者の事業管理費を配賦計算し、水産物販売事業における事業管理費を算出した。
人件費	職員等の労賃（役員報酬、給料手当、法定福利費、厚生費、退職給付費用）
施設費	開設者に支払う市場使用料、建物や機械器具の修繕費、保険料、水道光熱費、賃借料、消耗備品等施設の維持管理に要した経費。 なお、減価償却費はここには含んでいない。
減価償却費	産地卸売業者が所有している施設、建物、機械、器具等の償却資産に係る減価償却費
廃棄処分費	水産物を廃棄（選別による減耗、傷み等による廃棄処分）した際に処分経費がかかっている場合に要した廃棄処分費とし、発泡スチロール等の容器類の処分費は含まない。
支払利息	銀行等金融機関からの借入金の支払利息及び手形の割引料
その他事業管理費	上記以外の事業の管理運営に要する経費
交付金	販売代金の早期納入を促進するため、買受人又はその組織する団体に対して支払う完納奨励金（売買参加者交付金）のほか、計画的出荷、規格・包装の改善を奨励するために、出荷者又はその組織する団体に対して支払う出荷奨励金
品目別の産地卸売数量、産地卸売金額及び産地卸売価格	国産の生鮮食用向け水産物（冷凍品を含む。）の産地卸売数量、産地卸売金額及び産地卸売価格であり、買入れたものを販売した際の数量及び金額を含む。

イ 水産物産地出荷段階経費調査、水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査

完納奨励金（売買参加者 交付金）	卸売業者（産地出荷業者においては、産地卸売業者） から、仕入代金の早期納入に対して支払われた交付金
出荷奨励金（水産物産地 出荷段階経費調査のみ）	出荷先の卸売業者から、計画的出荷及び規格・包装の 改善に対して支払われた交付金
給料手当	給料手当（アルバイト等を含む。）、役員報酬（店主 及び家族の給料を含む。）、通勤手当、賞与、退職金
卸売手数料（水産物産地 出荷段階経費調査のみ）	卸売業者が卸売代金から控除した手数料（出荷先の卸 売業者へ支払った卸売手数料）
包装材料費	紙、ビニール袋、パック、ひも、テープ等の包装材料 費
車両燃料費	営業のために使用した自動車等のガソリン代、オイル 代等
支払運賃	配送、荷受け等のため運送会社等へ支払った運賃
商品保管費	取扱商品を倉庫（冷蔵庫等）に保管した場合に支払っ た保管料
商品廃棄処分費	商品の仕入減耗、販売残等に係る廃棄処分費
卸売市場使用料（水産物 仲卸段階経費調査のみ）	仲卸業者が市場内で使用する売場の使用料であり、消 費地市場の業務規程により市場開設者に支払った卸売市 場使用料
支払利息	銀行等金融機関からの借入金の支払利息及び手形の割 引料
その他の産地出荷経費、 仲卸経費又は小売経費	上記以外の販売及び管理に要する経費

16 統計表の見方等

- (1) 統計数値については、表示単位未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「0」：単位に満たないもの（例：0.4円→0円）
 - 「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）
 - 「－」：事実のないもの
- (3) 本調査の累年データは、農林水産省ホームページの中の統計情報に掲載している。
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】
分野別分類は「水産業」及び「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」、品目別分類は「野菜」及び「果樹」に分類している。

17 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3718

（直通）03-6744-2049

F A X：03-3502-3634